

令和3年7月1日 第12回医師の働き方改革の
推進に関する検討会資料1を一部改変

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保 を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の 成立について

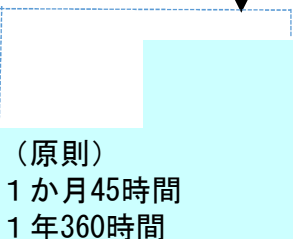
医師の時間外労働規制について

参考

一般則

- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで

【時間外労働の上限】



※この(原則)については医師も同様。

【追加的健康確保措置】

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-2

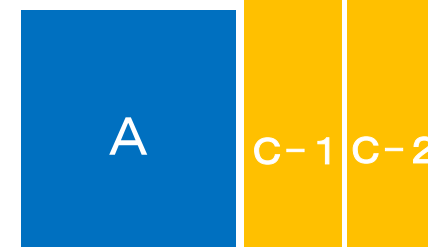
C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

将来 (暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり)
※いずれも休日労働含む



月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法）【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施 等

<Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法）【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）【①は令和7年4月1日／②は令和5年4月1日施行等】 ※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け（医療法）【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）【公布日施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携（医療法）【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する ための医療法等の一部を改正する法律の成立まで

令和3年2月2日 法案閣議決定

衆議院

(衆議院本会議)
令和3年3月18日 提案理由説明

(衆議院厚生労働委員会)
令和3年3月19日 提案理由説明
令和3年3月24日 法案審査(3時間)
参考人の意見陳述

- ・ 今村 聡 氏 (公益社団法人日本医師会副会長)
- ・ 伊関 友伸 氏 (城西大学経営学部教授)
- ・ 遠藤 久夫 氏 (学習院大学経済学部教授)
- ・ 本田 宏 氏 (NPO法人医療制度研究会副理事長)
- ・ 加納 繁照 氏 (一般社団法人日本医療法人協会会長)

令和3年4月2日 法案審査(6時間)
令和3年4月7日 法案審査(7時間)、可決

(衆議院本会議)
令和3年4月8日 可決

参議院

(参議院本会議)
令和3年4月16日 趣旨説明

(参議院厚生労働委員会)
令和3年4月22日 趣旨説明、法案審査(5時間)
令和3年4月27日 参考人の意見陳述

- ・ 上家 和子 氏 (医師、元大阪府健康医療部長)
- ・ 猪口 雄二 氏 (公益社団法人全日本病院協会会長、公益社団法人日本医師会副会長)
- ・ 福井 淳 氏 (全日本自治団体労働組合衛生医療局長)
- ・ 中原 のり子 氏 (全国過労死を考える家族の会会員、医師の働き方を考える会共同代表)
- ・ 山本 修一 氏 (独立行政法人地域医療機能推進機構理事、一般社団法人全国医学部長病院長会議臨床系教員の働き方改革WG座長)

令和3年5月11日 法案審査(3時間30分)
令和3年5月13日 法案審査(2時間50分)
令和3年5月20日 法案審査(1時間20分)、可決

(参議院本会議)
令和3年5月21日 可決

令和3年5月28日 公布

2024年4月に向けたスケジュール

医師についての時間外労働の上限規制の適用開始（改正労働基準法の施行）

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

時短計画案の作成

都道府県の指定を受けようとする場合は、第三者評価を受審する前までに作成

※時間外・休日労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、時短計画を作成し取り組むよう努め、その時短計画に基づく取組（PDCA）に対して都道府県が支援

連携B水準

B水準

C-1水準

C-2水準

医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価

労働時間実績や時短の取組状況を評価

※第三者評価に関する規定は2022年4月施行

都道府県による特例水準対象医療機関の指定 （医療機関からの申請）

地域医療への影響等を踏まえた都道府県の判断

※都道府県の指定に関する事前準備規定は2022年4月施行

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラムにおける時間外労働時間数の明示

※開始年限は、臨床研修部会等において検討

C-2水準

審査組織による医療機関の個別審査

特定の高度な技能の教育研修環境を審査

※審査組織における審査に関する規定は2022年4月施行

時間外・休日労働が年960時間以下の医師のみの医療機関は都道府県の指定不要

特例水準の指定を受けた医療機関

- 時短計画に基づく取組み
- 特例水準適用者への追加的健康確保措置
- 定期的な時短計画の見直し、評価受審

連携B水準

B水準

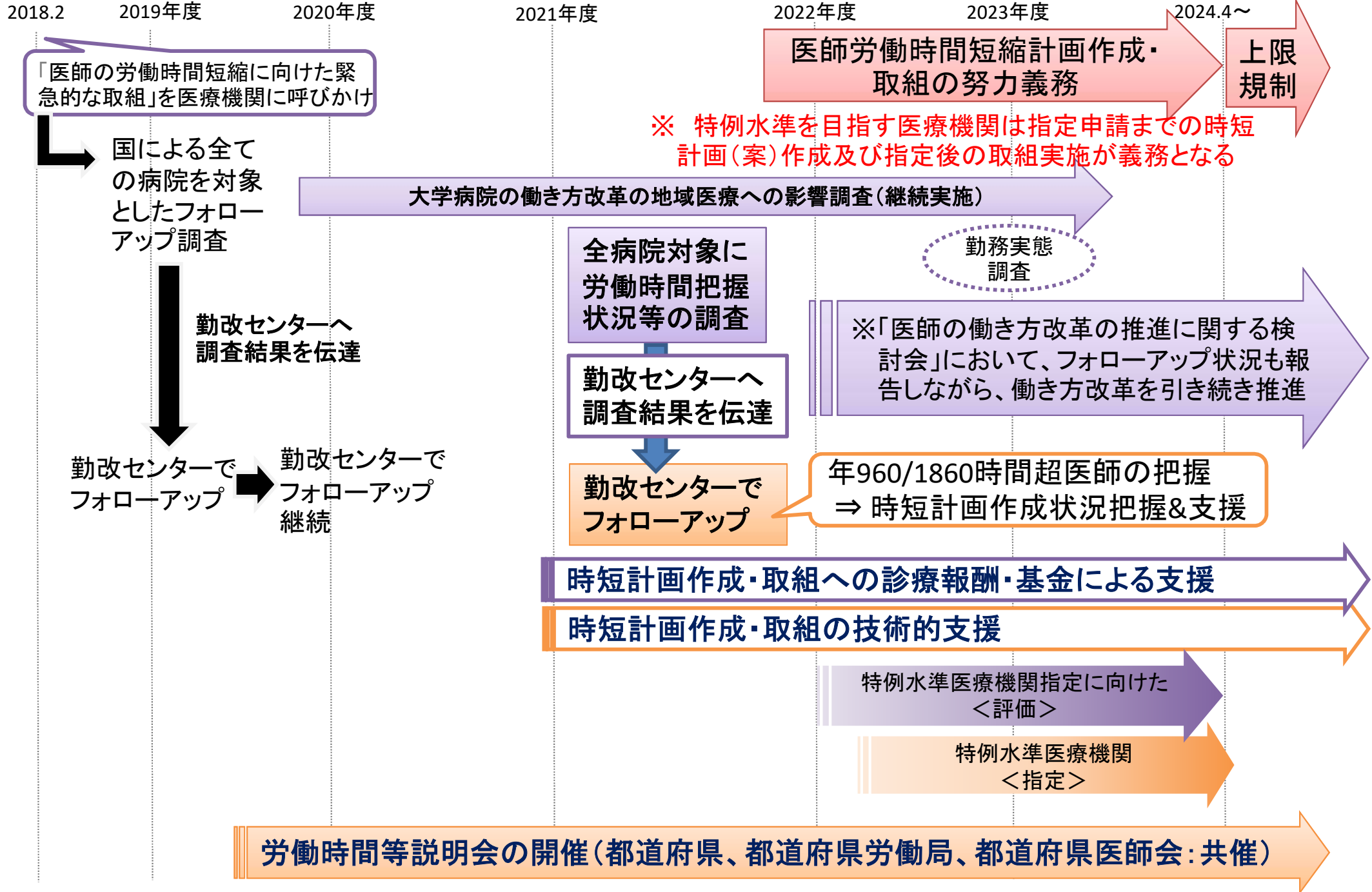
C-1水準

C-2水準

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定
※特例水準は、指定の対象となった業務に従事する医師に適用される。

労務管理の一層の適正化・タスクシフト／シェアの推進の取組み

医療機関の個別状況に応じた働き方改革の推進



良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための 医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 令和3年4月7日 衆議院厚生労働委員会

(医師の働き方改革に関する事項のみ抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き揚げることなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないように、特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。
- 二 医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同態様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて必要な検討を行うこと。
- 四 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。
- 五 医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師、看護師等の医療従事者確保のために、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。
- 七 出産・育児期の女性医師をはじめとする子育て世代の医療従事者が、仕事と、出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための 医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和3年5月20日 参議院厚生労働委員会①

(医師の働き方改革に関する事項のみ抜粋)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医療機関に勤務する医師に対する時間外労働の上限規制の適用に当たっては、大学病院等が地域の医療機関から医師を引き揚げることなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないように、特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨を周知徹底するとともに、地域の医療提供体制の確保のために必要な支援を行うこと。
- 二、医療機関勤務環境評価センターの指定に当たっては、当該指定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人が、労働時間短縮計画案の策定に当たって、現場の医師等の意見聴取が適切に行われたかどうかを確認し、医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制が整備されているとともに、労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有している法人を指定すること。また、同センターと都道府県の医療勤務環境改善支援センターとの役割分担を明確にし、両センターが連携して機能を果たせるよう取組を進めること。
- 三、労働時間短縮計画の案については、対象となる医師の時間外労働の上限規制及び当該労働時間短縮計画の案の内容について十分な説明が行われ、対象となる医師からの意見聴取等により、十分な納得を得た上で作成されるべきであることを指針で明確にし、その周知徹底を図ること。
- 四、地域医療確保暫定特例水準の指定を受けた医療機関において労使が締結する三六協定で定める時間外・休日労働時間数については、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準の対象業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明できる必要があるとともに、当該医療機関の労働時間短縮の取組の実績に応じて協定時間数を見直すべきことを指針において明確にすること。
- 五、令和十七年度末を目標とする地域医療確保暫定特例水準の解消に向けた時間外・休日労働時間の短縮を着実かつ計画的に進めるため、関係自治体及び医療機関に必要な支援を行うとともに、定期的に各医療機関における医師の労働時間の短縮の実態調査を行い、課題を明らかにした上で、当該水準における時間外労働の上限の段階的見直しを検討すること。また、集中的技能向上水準については、医師の労働時間の短縮の実態を踏まえつつ、その将来的な縮減に向けた検討に着手すること。
- 六、長時間労働となる医師に対する面接指導の実施においては、医療機関の管理者及び面接指導対象医師が、第三条による改正後の医療法附則第百八条が求める義務に誠実に従うよう都道府県による指導の徹底を確保すること。加えて、労働時間の記録・申告が適切かつ確実に行われるよう、必要かつ十分な支援を提供すること。また、面接指導実施医師が「措置不要・通常勤務」以外の判定・報告を行った場合には、医療機関の管理者はその判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行うべきであることを指針等で明確にし、都道府県による指導の徹底を確保すること。
- 七、医療機関の管理者が良質な医療を提供する観点から必要と認めるときは、当該医療機関に勤務する医師のうち、時間外・休日労働の上限が九百六十時間以下の水準が適用されるものについての労働時間短縮計画も自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めることが望ましい旨を指針において明確にし、その周知徹底を図るとともに、更なる労働時間の短縮に向け継続的に支援を行うこと。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための 医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 令和3年5月20日 参議院厚生労働委員会②

(医師の働き方改革に関する事項のみ抜粋)

- 八、医師の夜間勤務、特に、第二次救急医療機関や急性期病院における夜間勤務については、通常の勤務時間と同態様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨を周知徹底するとともに、交代制勤務を導入する等により、夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対し、必要な支援を行うこと。
- 九、医師の労働時間短縮を着実に進めるために、現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及を推進するとともに、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、更なるタスクシフトやタスクシェアについて、諸外国の例を研究しつつ必要な検討を行うこと。その際、各医療専門職の労働時間への影響に十分留意すること。
- 十、医師の労働時間短縮に向けた医療機関内のマネジメント改革を進めるため、医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対し、労働法制に関する研修・教育を推進すること。また、医療機関において管理職の地位にある勤務医が、労働基準法上の管理監督者には該当しないにもかかわらず、労働時間規制が適用除外されるものと取り扱われることがないように周知・啓発を行うこと。
- 十一、医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえ、医療機関が労働法制を遵守しつつ、医師、看護師等の医療従事者を確保できるよう、診療報酬における対応も含め、医療機関への財政支援措置を講ずること。
- 十二、診療以外の研究、教育においても重要な役割を担う大学病院において労働時間短縮の取組を着実に進めるため、大学病院における医師の働き方の諸課題について文部科学省と厚生労働省が連携して速やかに検討を開始するとともに、その検討結果に基づいて財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。
- 十三、在宅医療や看取りなど地域包括ケアを進める上で重要な役割を担う診療所の医師の働き方改革についても検討を加え、その結果に基づいて必要な支援を行うこと。
- 十五、医療機関における育児休業制度の規定状況、利用状況等について調査を実施し、臨床研修以降の研さん期間中の医師が育児休業を取得しやすくなるような方策の検討を含め、出産・育児期の女性医師を始めとする子育て世代の医療従事者が、仕事と出産・子育てを両立できる働きやすい環境を整備するとともに、就業の継続や復職に向けた支援策等の充実を図ること。
- 二十一、将来に向けて、質の高い地域医療提供体制を守るため、医師の働き方改革や医師の偏在対策、地域医療構想、外来医療の機能の明確化・連携などを丁寧かつ着実に進めることが重要であり、それらを医療機関に寄り添って進める都道府県の業務体制の強化を推進すること。

附帯決議への対応について①

地域医療提供体制確保のために必要な支援に関する事項

○特定労務管理対象機関の指定制度の趣旨の周知徹底と地域の医療提供体制の確保のための必要な支援

全国医学部長病院長会議の全国の大学病院向けのセミナー等で、大学病院等に対して制度の趣旨を丁寧に周知していくとともに、医師の働き方改革が地域医療提供体制に与える影響について継続的に調査を行い、実態を踏まえ必要な支援を行う。

○大学病院における医師の働き方の諸課題についての速やかな検討の開始と検討結果に基づいた必要な支援

大学病院の医師の働き方改革の諸課題について、文部科学省、厚生労働省、全国医学部長病院長会議の3者による検討の場を設け、その検討結果に基づき必要な支援を行う。

○診療報酬における対応も含めた医療機関への財政支援措置

医療機関における医師の時間外労働・休日労働に対する割増賃金の支払状況や、健康確保措置の実施状況などの実態を踏まえつつ、働き方改革に取り組む医療機関に対し、診療報酬上の評価や地域医療介護総合確保基金を通じて医師の労働時間短縮のための体制整備に対する財政的な支援を行っていく。

医療機関勤務環境評価センターに関する事項

○医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制及び労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有している法人の指定

法人の指定に当たっては、医療機関における医師の長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況を客観的に分析・評価する体制が整備されていることや、労務に関する知見等に基づき評価可能な体制を有していることを確認する。

○都道府県の医療勤務環境改善支援センターとの役割分担の明確化と連携の取組

医療勤務環境改善支援センターは医療機関に対して労働時間短縮に向けた支援を行うのに対し、医療機関勤務環境評価センターは中立的な立場から医療機関の労働時間短縮の取組を客観的に評価するという役割分担を明確にしつつ、医療勤務環境改善支援センターが医療機関勤務環境評価センターによる客観的な評価を踏まえた医療機関への支援を行うことができるよう、評価結果を共有できる仕組みとするなど、両センターの連携を推進していく。

附帯決議への対応について②

医師の労働時間短縮等に関する大臣指針に関する事項

○面接指導の実施における都道府県による指導の徹底の確保と医療機関の管理者は面接指導実施医師の判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行うべきであることの指針等での明確化

医療機関において労働時間の記録・申告が適切かつ確実に行われるよう、医療勤務環境改善支援センター等を通じて支援を行うとともに、医療機関の管理者は面接指導実施医師の判定・報告を最大限尊重し、面接指導対象医師の健康確保のため適切な対応を行うこと、都道府県は面接指導が適切に行われるよう、医療機関に必要な助言・指導を行うことについて、「医師の労働時間短縮等に関する大臣指針」において示す。

○時間外・休日労働の上限が960時間以下の水準が適用される医師についての労働時間短縮計画も自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めることが望ましい旨の指針における明確化とその周知徹底及び継続的な支援

各医療機関の状況に応じ、時間外・休日労働の上限が年960時間以下の水準が適用される医師についても、労働時間短縮計画を自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めることが望ましい旨を「医師の労働時間短縮等に関する大臣指針」において示すとともに、更なる勤務環境改善に向けて医療勤務環境改善支援センター等を通じて継続的に支援を行う。

○労働時間短縮計画の案はその内容について十分な説明と対象となる医師からの意見聴取等により、十分な納得を得た上で作成されるべきであることの指針での明確化及びその周知徹底

労働時間短縮計画の案の作成に当たって、対象となる医師に対して内容の説明や意見聴取を行うことについて、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」や「医師の労働時間短縮等に関する大臣指針」において示し、全国の病院長向けのトップマネジメント研修等で周知を図る。

○地域医療確保暫定特例水準の指定を受けた医療機関における三六協定で定める時間外・休日労働時間数は対象業務に必要とされる時間数であること合理的に説明できること及び取組の実績に応じて見直すべきことの指針における明確化

地域医療確保暫定特例水準の指定を受けた医療機関において、三六協定で定める時間外・休日労働時間数について、対象業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明できることや労働時間短縮の取組の実績に応じて見直すことについて、「医師の労働時間短縮等に関する大臣指針」において示す。

附帯決議への対応について③

将来に向けた労働時間短縮に関する事項

○地域医療確保暫定特例水準の解消に向けた関係自治体及び医療機関への支援と定期的な各医療機関における医師の労働時間の短縮の実態調査の実施及び当該水準における時間外労働の上限の段階的見直しの検討

地域医療確保暫定特例水準の解消に向けて、都道府県と連携して、医療機関における労働時間短縮に対する支援を行うとともに、定期的に医師の労働時間の短縮の実態調査を行い、医療機関の労働時間短縮の取組や医師偏在対策の効果も見極めつつ、上限の段階的な見直しの検討を行っていく。

○集中的技能向上水準について医師の労働時間の短縮の実態を踏まえたその将来的な縮減に向けた検討の着手

集中的技能向上水準については、将来的な縮減を志向しつつ、医師労働時間短縮計画において把握される実績等も踏まえ、研修及び医療の質の評価とともに中長期的に検証していく。

その他制度周知・支援に関する事項

○医師の夜間勤務について通常の勤務時間と同態様の業務を行う場合には時間外労働として扱うなど、労働時間の適切な管理が必要な旨の周知徹底と交代制勤務の導入等の夜間勤務の負担軽減を図る医療機関に対する必要な支援

医師の夜間勤務については、宿日直許可等を踏まえた取扱いについて、全国の病院長向けのトップマネジメント研修等で周知を図るとともに、宿日直許可基準に沿った運用について医師労働時間短縮計画の必須記載事項にすることなどにより、医療機関において適切な管理がなされるよう、引き続き、必要な取組を進めていく。

また、交代制勤務の導入も含め、医師の働き方改革を進めるための方策について医療機関に丁寧に周知・助言するとともに、診療報酬上の評価や地域医療介護総合確保基金を通じ、医療機関の取組を支援していく。

○医療機関の管理者、中間管理職の医師等に対する労働法制に関する研修・教育の推進と労働基準法上の管理監督者には該当しないにもかかわらず、労働時間規制が適用除外されるものと取り扱われないことがないような周知・啓発

医療機関の経営・管理層に対しては、全国の病院長向けのトップマネジメント研修において、今回の働き方改革について、管理監督者の定義を含めて労働関係法令の基礎的な内容から解説を行っており、引き続き、労働関係法令の周知を行っていく。

附帯決議への対応について④

その他働き方改革に関連する事項

○現行制度下におけるタスクシフトやタスクシェアの普及の推進と更なるタスクシフトやタスクシェアの必要な検討

更なるタスク・シフト/シェアについては、現行制度下におけるタスク・シフト/シェアの取組状況を含む、今後の医師の働き方改革の進捗状況を踏まえ、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、医師事務作業補助者や看護補助者等へのタスク・シフト/シェアも含め、引き続き検討を進めていく。

○子育て世代の医療従事者が、仕事と、出産・子育てを両立できる働きやすい環境の整備と就業の継続や復職に向けた支援策等の充実

子育て世代の医療従事者の実態等を踏まえ、出産・子育てを両立できる働きやすい環境の整備や就業の継続や復職に向けた支援策の充実を図っていく。

○医療機関における育児休業制度の規定状況、利用状況等の調査の実施と臨床研修以降の研さん期間中の医師が育児休業を取得しやすくなるような方策の検討

全国の医療機関に対して育児休業制度の規定状況や利用状況等の調査を実施し、臨床研修及び専門研修中の育児休業取得の方策については、医道審議会医師臨床研修部会・医師専門研修部会において検討を行う。

○医師の働き方改革や医師の偏在対策、地域医療構想、外来医療の機能の明確化・連携などを医療機関に寄り添って進める都道府県の業務体制の強化の推進

都道府県が医療機関に必要な支援が行えるよう、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、関係省庁とも連携して、業務体制の強化の推進に取り組んでいく。

○在宅医療や看取りなど地域包括ケアにおいて重要な役割を担う診療所の医師の働き方改革の検討とその結果に基づいた必要な支援

開業医として診療所で1人で在宅医療に従事する医師については、2人勤務や連携体制の構築も含めた働き方改革に資する取組が重要であり、地域の医療提供体制を踏まえて議論していく必要がある。

勤務医として在宅医療に従事する医師については、診療科や領域ごとの特殊性を踏まえた医師の働き方改革を進めるための方策を検討する中で、在宅医療における好事例を収集し、周知することを通じて、働き方改革を進めていく。